

「安保法制と労働者・労働運動」5・24集会への参加の要請

2016年3月23日

日本労働弁護団
幹事長 棗 一郎

全国港湾労働組合連合会（全国港湾） 御中

春闘交渉、ご苦労様です。貴組合の取り組みによる賃金等労働条件の改善の成果を心より祈念いたしております。

さて、国政においては、安全保障法制（戦争法）の施行が目前に迫り、この法制に対する労働組合や国民の危機感が表明されています。今年1月下旬、全日本海員組合が海上自衛隊の予備自衛官補として民間船員を採用する動きに対し、「事実上の徴用で断じて許されない」とする声明を発表したことは、その一つの表れです。安全保障関連法の成立から半年となった3月19日、関連法に反対する市民集会が全国各地で開催されました。

今次の安保法制（戦争法）では「国民保護法」が改正対象から外されましたが、この法案が有事の際の徴用や収容を様々に規定し、国民の権利制限に大きく踏み込んでいることをふまえても、また、アジア・太平洋戦争に労働者・国民が総動員された歴史を振り返っても、戦争する国と平和の内に人間らしく働きたいと願う国民、労働者の要求とは一致しません。

改めて申し上げるまでもなく、昨年の通常国会で強行採決された安保関連法（戦争法）は明白に憲法に違反し、日本と国民を戦争にまきこむ具体的な危険性を持っているものであり、この法制を運用させず、一日も早く廃止させなければならないものです。

幸い、去る2月19日には、「戦争法廃止法案」が野党5党の共同で提出され、安保法制廃止と集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を共通の目標に、国会内だけでなく国政選挙も含めたできる限りの協力をすることが党首間で合意されました。安保法制（戦争法）廃止が国政上の一大争点となる条件が整いました。

こうした状況の中で、広汎な労働組合と労働者、市民、研究者、弁護士などの参加を得て下記集会を開催し、安保法制（戦争法）の具体的な危険性を認識し確認するとともに、安保法制の廃止に向けて集会を開催することにいたしました。

貴組合におかれましては、組織を挙げての集会へのご参集を要請いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

記

集会名称	「安保法制（戦争法）と労働者・労働運動」
とき	2016年5月24日（火）18時開場、18時30分開会
ところ	連合会館2階
連絡先	日本労働弁護団（電話03-3251-5363） 旬報法律事務所 弁護士 棗 一郎（電話03-3580-5311） 担当事務局 弁護士 竹村和也 （東京南部法律事務所 電話03-3736-1141）

連合会館

■ 所在地 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-2-11

■ TEL : 03-3253-1771

■ 地図



■ アクセス方法

【交通機関】

● 地下鉄

丸ノ内線／新宿線をご利用の方は地下道を通り、千代田線方面へ
東京メトロ 新御茶ノ水駅 B3出口 (徒歩0分)

千代田線

東京メトロ 淡路町駅 B3出口 ※ (B3出口まで徒歩5分)

丸ノ内線

都営地下鉄 小川町駅 B3出口 ※ (B3出口まで徒歩3分)

新宿線

※B3a・B3b出口は、違う方向へ出ますのでご注意ください。

● JR

JR中央線・総武線 御茶ノ水駅 聖橋口 (徒歩5分)

安保法制と労働者・労働運動

場所
連合会館2階

5月24日(Tue.)
18時00分開場
18時30分開会



主催 日本労働弁護団

お問い合わせ先 03-3736-1141 (東京南部法律事務所)